

大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第31号

大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成25年大和市規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する
条例施行規則

第1条中「大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を「大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」に改める。

第2条中「の意義」を削る。

第11条の見出し中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同条中「小規模受水槽水道給水開始届」を「小規模貯水槽水道給水開始届」に改める。

第12条の見出し中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同条中「小規模受水槽水道変更等届」を「小規模貯水槽水道変更等届」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第14条（見出しを含む。）中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同条第2項を削る。

第17条中「小規模水道及び小規模受水槽水道立入検査証」を「小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証」に改める。

別表様式の名称の欄中「小規模受水槽水道給水開始届」を「小規模貯水槽水道給水開始届」に、「小規模受水槽水道変更等届」を「小規模貯水槽水道変更等届」に、「小規模水道及び小規模受水槽水道立入検査証」を「小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。